

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。 (1)~(3) 〔略〕 (4) <u>一般財団法人道路管理センター</u> (5) 法第2条第1項第4号に規定する団体 2・3 〔略〕	〔同左〕 第2条 〔同左〕 (1)~(3) 〔略〕 〔新設〕 (4) 〔同左〕 2・3 〔略〕

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。